新潟大学保健学雑誌発行要項

平成 20 年 11 月 17 日
保健学科長裁定

（雑誌発行の目的）

第１　新潟大学大学院保健学研究科，大学院医歯保健学研究科健康科学専攻看護学プログラム・次世代医療技術科学プログラム及び医学部保健学科（以下「本科」という。）における教育研究の成果公表の場の１つとして新潟大学保健学雑誌（以下「本誌」という。）を発行し，本科の教員及び学生の学術活動を支援するとともに，学内外相互の学術交流を促進する一助とする。

（雑誌の名称）

第２　名称は、次のとおりとする。

邦文名：新潟大学保健学雑誌

英文名：Journal of Health Sciences of Niigata University

（雑誌の発行）

第３　年１巻とし，原則として年１号を発行する。

２　発行日等，発行に関することは新潟大学保健学雑誌編集委員会（以下「委員会」という。）の決定による。

（投稿資格者）

第４　本誌に投稿できる者は，次に掲げる者とする。

(1)　本科の専任教員（本科及び本科前身校の退職教員を含む。）

(2)　本科の学生（本科の修了生及び卒業生並びに本科前身校の卒業生を含む。）

(3)　本科の教員又は学生との共同研究等の成果を発表しようとする本科以外の者

(4)　委員会が特に投稿を依頼した者又は適当と認めた者

（論文等の種類）

第５　投稿論文の種類は，次のとおりとする。

(1)　原著

(2)　症例報告

(3)　総説

(4)　報告

(5)　シンポジウム，パネルディスカッション，招聘講演等における研究発表内容その他委員会で適当と認めたもの

（原稿の作成）

第６　原稿の作成方法は，別に定める新潟大学保健学雑誌投稿要領による。

（原稿の提出）

第７　投稿者は，委員会の指定する日までに原稿を委員会に提出するものとする。

（論文等の採択）

第８　投稿論文は、すべて査読を経るものとする。採否は、査読結果に基づき、委員会が決定する。

（編集）

第９　校正は著者校とし，校正での新たな加筆修正は認めない。

２　掲載順序など編集に関することは委員会の決定による。

３　論文等に関して問題が生じた場合は，委員会と著者が協議の上決定する。

（著作権の帰属）

第 10　本誌に掲載された論文等の著作権は，委員会に帰属する。ただし，著者が自己の掲載論文等を利用する限りにおいては委員会の許可を必要としないものとする。

２　投稿論文等が共同執筆の場合は，共著者全員が前項に規定する著作権の帰属について同意しているものとする。

３　本誌の電子版は，新潟大学学術リポジトリに登録するものとし，広く社会に公開する。

附則

この要項は、平成 20 年 11 月 17 日から実施する

附則

この要項は、平成 25 年７月 16 日から実施する。

附則

この要項は、令和７年３月６日から実施する。

附則

この要項は、令和８年４月１日から実施する。

附則

この要項は、令和８年 11 月４日から実施する。